

令和7年度 第9回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和7年12月25日(木)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和7年12月25日 午後1時30分		
	閉会	令和7年12月25日 午後2時20分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	磯崎 加代子	○	
	2番	瀬戸 雅弘	○	
	3番	瀬戸 由紀子	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	室伏 正裕	○	
	6番	田渕 康男	○	
	推進委員 山北地区	磯崎 淳	○	
	推進委員 向原地区	高杉 丈二	○	
	推進委員 岸地区	石田 文也	○	
	推進委員 共和地区	和田 一良	○	
	推進委員 清水地区	池田 和則	△	
	会議録署名委員	5番	室伏正裕	1番
出席した事務局	事務局長	事務局員	加藤、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第9回総会議録

令和7年12月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

それでは農地法3条の規定による許可申請について事務局から説明願います。

事務局 : 1ページをご覧下さい。議案17号農地法3条の規定による許可申請について説明します。

申請地は、[]の []m²です

譲渡人の [] から譲受人の [] へ [] を移転します。

1ページから9ページが申請書です。それでは1ページの2許可を受けようとする土地の所在等の対価、賃料の額をご覧ください。 [] 円で売買されることとなっております。

5ページをご覧ください。申請地では栗を作付け予定です。

その他露地野菜や、柑橘類の栽培等を行っています。

現在、トラクター、耕運機、軽トラ、田植え機、コンバインを保有しています。

[] は農作業歴10年です。一緒に作業する方として [] がいます。

現在の自宅から申請地までは約1.5km、車で5分です。

21ページをご覧ください。譲受人は現在、会社員として働いていますが、休日のほか、会社も近いこともあり朝にも農作業を行っているとのことで年間従事日数は150日です。

7ページをご覧ください。地域との役割ですが、農道の清掃活動には積極的に参加していくとのことです。

10ページが全部事項証明書です。

11、12ページが位置と拡大図です。 [] の近くであることがわかります。

13ページが公図兼写真方向図です。

14ページが高杉推進委員に確認していただいた時の写真です。現在、広葉樹が植わっていますが伐採し、キノコを植菌するとのこと。伐採後はクリを植樹する予定です。

議長 : 現地を確認し高杉推進委員から何かありますか。

高杉推進委員 : なかなか難しい場所だと思いますがやり方次第だと思います。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第17号は承認されました。続きまして議案第18号について説明願います。

事務局 : 16ページをご覧下さい。議案18号農地法3条の規定による許可申請について説明します。

申請地は、[]の合計面積 []m²です
譲渡人の []から譲受人の []へ []を移転します。

16 ページから 23 ページが申請書です。それでは 16 ページの 2 許可を受けようとする土地の所在等の対価、賃料の額をご覧ください。今回空欄となっていますが、固定資産税評価額を目安にするとのことでした。

18 ページをご覧ください。自作地として 1,010 m²、借入地として 2,990 m²を所有しています。

19 ページをご覧ください。申請地ではお茶や露地野菜を作付け予定です。

現在、摘採機や軽トラ等を保有しています。

現在の自宅から申請地までは約 2 km、車で約 5 分です。

20 ページをご覧ください。譲受人は現在、農業を営んでおり、年間従事日数は 300 日です。

21 ページをご覧ください。

周辺地域との関係についてですが、農薬をなるべく使用しないとのことですが除草は適宜行い迷惑にならないようにするとのこと。隣り合わせに耕作している方はいないので周辺への影響はないことと思われます。

地域との役割ですが、清掃活動には積極的に参加していくとのこと。

24 ページから 26 ページが全部事項証明書です。26 ページを見ていただくとわかるのですが平成 30 年に仮登記されておりその時から管理をしていたとのこと。

27 ページが位置図、28、29 ページが拡大図です。 []の農地は []、 []の農地は []にあることがわかります。30、31 ページが公図兼写真方向図です。

32 ページから 34 ページが和田推進委員に確認していただいた時の写真です。

どちらの場所も平坦であることを確認しました。また水道設備があるため夏の水やりも問題ないことと思われます。

議長 : 現地を確認し和田推進委員から何かありますか。

和田推進委員 : []の農地は現状、遊休農地となっていますが譲受人の家とともに利用すれば管理は可能だと思います。

議長 : 何か意見はありますか。

室伏委員 : 仮登記時から管理されているのは今回の譲受人か。

事務局 : はいそうです。

議長 : その他何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第 18 号は承認されました。続きまして議案第 19 号について説明願います。

事務局 : 16 ページをご覧下さい。議案 19 号農地法 3 条の規定による許可申請について説明します。

申請地は、 []の合計面積 []m²です
譲渡人の []から譲受人の []へ []を移転します。

36 ページから 43 ページが申請書です。それでは 36 ページの 2 許可を受けようとする土地の所在等の対価、賃料の額をご覧ください。10 アールあたり [] とのこと。

38 ページをご覧ください。自作地として 500 m²を所有しています。

39 ページをご覧ください。譲受人は申請地では茶、ゆずを作付け予定ですが、平坦な場所は露地野菜も栽培したいとのことでした。

現在、耕運機、草刈り機を保有しています。

現在の自宅から申請地までは約 200m、徒歩で 5 分です。

40 ページをご覧ください。譲渡は現在、[]、年間従事日数は 150 日です。また息子も手伝いをおこなうと聞いています。

44 ページから 47 ページが全部事項証明書です。

48、49 ページが位置図と拡大図です。[] 周辺の集落にあることがわかります。申請箇所左側に [] と書いてあるところが譲渡人の実家でそこも購入する予定とのこと。譲受人はさらに左上の [] のところです。

50 ページが公図兼写真方向図です。

51 ページから 53 ページが磯崎推進委員に確認していただいた時の写真です。平坦で近くに水路もあり耕作しやすい場所であることを確認しました。

議長 : 現地を確認し磯崎推進委員から何かありますか。

磯崎推進委員 : 管理については特に問題ないと思います。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第 19 号は承認されました。続きまして議案第 20 号について説明願います。

事務局 : 54 ページをご覧下さい。議案 20 号農地法 3 条の規定による許可申請について説明します。

申請地は、[] の合計面積 [] m²です

譲渡人の [] から譲受人の [] へ [] を移転します。

55 ページから 62 ページが申請書です。それでは 62 ページの 2 許可を受けようとする土地の所在等の対価、賃料の額をご覧ください。[] で売買されるとのこと。

58 ページをご覧ください。お茶、ブルーベリー、ミカン、カキ、雑柑類を作付け予定です。

現在の自宅から申請地までは約 50m、徒歩で 1 分です。農地法許可後に引っ越し予定。

59 ページをご覧ください。譲受人は現在、[] として働いており、年間従事日数は 180 日です。野菜くらぶの活動にも参加しているとのこと。

63 ページから 64 ページが全部事項証明書です。

65、66 ページが位置図と拡大図です。[] の南側にあることがわかります。67、68 ページが公図兼写真方向図です。

69 ページから 71 ページが磯崎推進委員に確認していただいた時の写真です。

平坦で耕作しやすい場所であることを確認しました。購入する家には、農機具を置く物置があるほか水道設備もあるので耕作するうえで便利であることを確認しました。

議長 : 現地を確認し磯崎推進委員から何かありますか。

磯崎推進委員 : 譲受人は野菜クラブで積極的に参加しており、整備をする際には協力していこうと思います。段々畑は傾斜があるので何らかの対応が必要であると思いました。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第5号は承認されました。続きまして議案第21号について説明願います。

事務局 : 72ページをご覧ください。議案21号農地法5条の規定による許可申請について説明します。

申請地は、[]の []m²です。譲渡人の [] から [] に [] を移転します。転用目的は、資材置場で転用理由は、自社の建設資材置場として使用するためです。

73ページが申請書です。3転用計画(3)をご覧ください。工事期間は許可後から令和8年7月末までとなっております。

74ページが全部事項証明書です。

75、76ページが位置図と拡大図です。地図上で先ほどの [] の右上に対象地があることがわかります。

77ページが公図です。

78ページが公図を当てはめた図面です。今回の太く囲われているところが資材置場として使用される箇所です。

79ページが土地利用計画図です。全面砂利敷きになる予定です。

80ページが工程表です。

81、82ページが磯崎推進委員に確認していただいた時の写真です。周囲に農地はないため転用による影響はないことと思われます。

議長 : 現地を確認し磯崎推進委員から何かありますか。

磯崎推進委員 : 地元企業の事業用地として利用されるため目的としてはあっているのでは問題がないのではないかと思います。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第21号は承認されました。

4 その他

議長 : その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は1月26日13時30分からということでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしく願います。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(14:20)